

議会運営委員会報告書

令和2年6月26日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 様

委員長 土 器 豊

令和2年6月26日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 次期定例会の予定について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議会基本条例について ② 議会報告会について ③ 行事予定について ④ 政務活動費の削減に係る市長挨拶について	継続調査	—

<報告事項>

- ネットワークのふぐあいにより一部の証明書等が発行できなかった事案について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和2年6月26日（金）		第5回定例会閉会后	
開議・閉議	午前11時03分	開会　　～	午前11時53分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出 席 委 員	委員長	土器　豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷　繁
傍 聴 者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説 明 員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本　寛	議事係主任	楠戸祐介
審 査 記 録	次のとおり			

午前 11 時 03 分 開会

○土器委員長 ただいまの出席は 6 名です。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

1 番、次期定例会の予定について。

○石村議会事務局次長 それでは、次期定例会の予定について御説明申し上げます。

お手元の総括日程表の予定をごらんいただきたいと思います。

次期定例会につきましては、9 月 2 日に招集予定と伺っております。通常どおりの日程で組んでおります。

一般質問は、翌週の水曜日から 3 日間。週が明けまして、議案の質疑と委員会付託、翌日から委員会を入れております。次期は厚生文教委員会からのスタートとなります。

9 月は 4 連休がありまして、委員会の予備日と予算決算審査委員会、金曜日に休会日をいただいて、最終日が 28 日の月曜日という案でございます。

議案の発送は、8 月 26 日水曜日、定例会の運営を御審査いただく議会運営委員会は 27 日木曜日の午前 9 時 30 分からとなります。

○土器委員長 皆さんのほうで何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。それでは次、議会基本条例について。

事務局、お願いします。

○石村議会事務局次長 議会基本条例の案でございます。

前回の議会運営委員会で逐条解説を入れてはどうかという御意見をいただきましたので、条文ごとに解説を入れさせていただいております。

まず、青字で表記しておりますのは、前回 6 月 12 日に御協議をいただいた際に検討事項となった箇所、これは 1 か所でございます。

それから、赤字と赤の囲いの箇所は、今回御協議をいただきたい条文でございます。

順を追って説明させていただきます。

まず、目次の第 5 章については、後ほど御説明をいたします。

前文でございますが、前文の青字、「議会は、その機能の一層の充実を図っていかねばならない」というくだりでございますが、これは前回課題となった部分でございます。そのまま変えておりません。

それから、3 段落目の赤字でございますが、議会という言葉は、地方議会全般を指すものと備前市議会を指すものがあると思っております。前文の 4 行目、青字の「議会」については、地方議会全般を指すものかと思っております。6 行目以下にある「議会」については、備前市議会のことと考えてよいと思いますので、第 1 条にあった括弧書きを前文に入れて、第 1 条の「備前市議会」を「議会」とする案でございます。

それから、第1条の2行目、「市民の付託に応える」という部分でございますが、委ねるというよりも任されるという意味の「負託」に直したほうがいいかと考えています。これは、恐らく最初につくったときの変換誤りと思います。

それから、第4条は、赤で囲っておりますが、後ほど説明させていただきたいと思います。

次に、第10条でございます。市長等による政策等の形成過程の説明でございますが、第1項、政策、施策、事業、計画等は、当初、市長等が提案するというくだりにしておりましたが、「提案」がいいのか、「策定」がいいのか。議会の立場から「提案」でいいとなれば、訂正の必要はないと思いますが、御協議をいただきたいと思います。

また、前回の議会運営委員会で、議決事件から地域防災計画と都市計画マスタープランを外したわけでございますが、第10条第1項の解説の3行目から「この条文における政策等とは、総合計画における基本計画に基づく施策の基本的な方向を定める計画、構想、その他これらに類するものに関する事。行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く」という説明を入れております。第1項でいう政策等についての説明を入れております。

それから、次のページの第12条でございますが、2つの案を記載してございまして、赤字が修正案でございます。もともとその案にありました第1号の総合計画については、まちづくり基本条例に規定がございまして、第3号の定住自立圏形成協定に関するものは、地方自治法第96条第2項による議会において議決すべき事件を定める条例に規定があることから、この条文の附則において、その条例を廃止することも考えておったんですが、議会において議決すべき事件を定める条例は、市長提案の条例でございまして、今後市長が議決事件を追加しようとする際にこの条例がなければ、市長が基本条例の改正を提案することになることから、議会、市長双方で改正が可能となるようこの条例は廃止すべきでないと考えております。

また、総合計画についても議決の根拠が二重となりますので、議決事件は下段の赤字で書いておりますとおり「別の条例で定める」とされたほうがいいのではないかと考えております。

じゃあ別の条例とは何なのかということで、解説に名誉市民条例、まちづくり基本条例、それと先ほどの議会において議決すべき事件を定める条例、この3つが少なくとも該当すると思っております。

基本条例が制定された後には、当初、今回追加予定でございました「姉妹都市、友好都市、その他これらに類する都市間の提携及び協定に関する事」、これについては、議会において議決すべき事件を定める条例を議会のほうからの提案で改正して、追加をしてはどうかというふうに考えております。

その次のページの第14条でございますが、これは赤で「第4条と重複」と書いております。第14条と第4条を比べていただきたいと思いますんですけど、よく読んでみますと、内容が非常に近いと。これは御提案なんですけれど、第4条のところに、これも第4条は2段書きにしてあるんで

ですが、もともとの御提案の第4条が黒字のものです。その下段に一部赤字で書いてあるのがありますが、「議会運営」をもう「議会の運営」として、第4条第1項だけを残すと。第5条に「委員会の運営」として、この14条をそっくり持ってくると。第14条は「委員会は」で始まるんですけど、第4条にその委員会とは、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会というのがありますので、それはそのまま残して、14条を第5条に持ってきてはどうかと考えております。第4条が「議会の運営」、第5条が「委員会の運営」でございます。第5条の「会派」以降を1条ずつ繰り上げまして、第5章の「委員会活動」、第14条をそっくり削除すれば、第6章が第5章になるんですけど、15条につながりますので、目次の第5章を削除して、7章立ての条例としてはと考えております。

最後に附則でございますが、施行期日を本年10月1日としておりまして、本日の資料の最後のページに策定スケジュールの案を記載しております。

当初のスケジュール案ですと、6月から7月にかけて意見募集を行う予定でしたが、正副委員長と協議をさせていただいて、8月21日開催予定の議会報告会の際も募集期間であったほうがいいのではないかということから、8月1日から31日までの1カ月間を意見募集の期間としてはどうかという案でございます。9月定例会中の議会運営委員会で、その際頂戴した御意見に対する回答や最終調整をお願いして、9月定例会最終日の発議、10月1日条例施行という案でございます。

それから、前回、検証の方法についてという御意見もいただいております、平成23年から井原市議会ですでに基本条例の検証資料、これは相当ボリュームがありましたので、直近のものを本日配りさせていただいております。

残りの資料につきましては、サイドブックの議会資料の議会基本条例というホルダーに掲示させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○土器委員長 ありがとうございます。

皆さんのほうで何かございませんか。

○尾川委員 基本条例案の第10条の提案という文言については、昨年視察した国立市の議会基本条例を見たら、やっぱり市長が提案する計画、事業という文言になっとなで、確かに執行部側とすりゃあ策定という言葉だと思うんですが、議会側としたら、やっぱり提案するという言葉にしたほうがええんじゃないかなという点を指摘させてもらいます。

それからもう一点、解説をつけてもらってありがとうございます。これで、かなりわかりやすくなってくるんじゃないかと思う。これも国立市等を参考に、用語解説という形で、例えば最高議決機関という表現が、説明が要るか要らんかは別に、二元代表制であるとか、常任委員会であるとか、その辺の説明、解説する言葉については、また事務局で、こちらからも要望しますが、案を出してもらって、解説に加えたらよりわかりやすくなるんじゃないかなと思います。

○土器委員長 ちょっと申しわけない。前から順番に行かせてもらいますが、今、尾川委員が言われた御意見に対して答弁があればしていただけたら。

○石村議会事務局次長 第10条の「提案」については、「策定」じゃなくて「提案」でいいんじゃないかという御意見をいただいたんですが、これは議会運営委員会で御協議いただきたいと思います。

それから、逐条解説も必要だけれど、市民の方にわかりやすい用語解説があったほうがいいのではないかという御意見は、もちろんそのとおりだと思いますので、次に御提案するまでには、その部分を改善していきたいと思います。

ばらばらと御意見をいただいても非常にわかりにくいので、前文から順番に、課題で残すところは残していただいて、片がつくところは片をつけていただきたいと考えます。

○土器委員長 それでは、順番に行かせていただきます。

前文ですね、（以下「議会」という。）について皆さん、どうでしょうか。

これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、前文はよろしいということで、次に行かせていただきます。

第1条ですね。よろしいですか、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、よろしいということで、次に行かせていただきます。

それでは、議会の運営、第4条について。

これでよろしいですか。よろしい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次、行きます。

議会の運営、第5条。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。ほんなら次、行きます。

第10条、市長等による政策等の形成のですね、第10条について。

○尾川委員 先ほど言うたように「提案」でええと思います。

○土器委員長 ほかの方で。

○石原委員 当初はどうじゃったんですかね、この部分は。

○石村議会事務局次長 当初は「提案」でございます。

○石原委員 私も読んでみて、「策定」はどうかということなんですけど、「提案」のほうがいいのかという気はします。市長が策定というか、策定なのは策定なんですけど、とりあえず提案した事案について、この6項目を求めていくということでありましょうから、当初の「提案」でいいのかなという気はしております。

○中西委員 私どもが最初に出した案文は「提案」になっていたと思います。議会に諮る提案について我々は物を言う。しかし、市長が策定した後、物を言うことにはなかなかならないだろうと思います。

○土器委員長 それじゃあ、「提案」でよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、「提案」ということにします。それでは、10条は済みました。

それじゃあ、第12条。

○中西委員 この12条の赤字で書いたところで、最後に別に条例で定めるということになっていますよね。別に条例で定めるというのは、また新たに条例をつくるわけですか。それとも、この解説のところでこれに置きかえるということなんでしょうか。

○石村議会事務局次長 これは、新たにつくるという意味ではございません。既にある条例を引用するということで、ほかのところにも例えば議員報酬でありますとか、政務活動費のところでも別に条例で定めるというのは出てくるんですけど、既にある条例のことでございます。

ただ、別に条例で定めると書いてあるところは、じゃあ何がその条例なのかというのがわかるように、全てに解説を入れさせていただいております。

○土器委員長 よろしいですか。

○中西委員 はい。

○尾川委員 第12条で、議決事件の拡大ということになって、別に条例に定めるということに記載しとって、今の説明じゃあ解説でいくということですね。条例で定めると表現しとんのに、解説のこの説明で通るのかな。別に定めるんじゃから、通らんのじゃねんかと思うんじゃけど。

○石村議会事務局次長 条例は、これで大丈夫だと思っております。例えば、第16条の政務活動費にしましても、この基本条例で全てを定めるわけではなくて、交付に関しては別に条例で定めるとしていますし、第23条の議員報酬につきましても、この条例で全てを規定するわけではない。いろんなところで議決案件が出てきますので、もうこの条文で総括しているということでございます。

○尾川委員 ちょっと認識の違いかもわからんけど、別個にこういう解説の条例を議決事件条例とかというふうなんをつくつとかにやいけんのじゃねえ。明文化されとるわけじゃから。ここへ別に条例で定めるというんじゃから、別の条例というのはどこへあるんならということにならん。それは明確にしとかにや。違うかもわからんけど、定めるということになりやあ、別にあるんじゃろうと。あるんなら、そこを探っていきやあ、ありますよというふうにしとかんと通らんのじゃねえん。そりゃ、この内容はわかるよ、こういうことを今現実にやっていきょうることやからな。じゃあねえんかな、別に、いや、つくらにやいけんのじゃねえかという話をしている。

○入江議会事務局長 現にもうこの条例は制定されておまして、解説で言うと、1の（3）、

条例名は、地方自治法第96条第2項による議会において議決すべき事件を定める条例、これはもうあるんです。

〔「ああ、別にあるん」と尾川委員発言する〕

はい。今後、議会の中で議論があつて、新たに議決事件を追加せんかとなったら、この条例を直せばできると。一方、市長にも、これは議決してくれえというような事件があつたら、市長からの提案もこの条例はできるということで、次長は、議決事件の拡大というのをこういう表現にしといたらいいんじゃないですかという御提案をさせていただいたわけです。現に、この議決すべき事件を定める条例は、既に例規集に載っております。

○尾川委員 例えば、今の（3）はそうじゃけど、（1）の名誉市民の称号も条例は、議決が必要と書いとるわけ。

○入江議会事務局長 書いてあると思います。

○尾川委員 ああ、そうか。ほんならいいけど。

○中西委員 僕も、ああ、なるほどと思ったのは、1つは、第12条で書いてある、別に条例で定める、つまり、もう少し言葉を返すと、別に定めていますんですよね。

〔「ああ、そうです」と呼ぶ者あり〕

ただ、条例上は別に条例で定めるという表現になるということだけなんですよ。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○中西委員 そう読みかえれば、あとは理解できるんで。

○石原委員 済みません。確認というか、お尋ねで、その1の（1）から（3）まではすでに制定済みなんですけど、2で、姉妹都市、友好都市、その他これらに類する都市間の提携及び協定に関することについては、この事件についてはこれから追加が必要なのということですかね。

○石村議会事務局次長 よくありますのが、条例をつくって、附則で別の条例を改正するという手法です。この議会基本条例をつくったことが原因で、何かにほかの条例に影響がある場合は附則でできるんですけれど、これはあくまでも議会提案で、議会において議決すべき事件を定める条例は改正すべきということをここに書いているんです。ここまで解説に書かなくてもいいのかもわかりませんが、忘れないために書いているんですが、この基本条例が制定された暁には、例えば9月に制定されて10月1日に施行されたら、例えばですけど12月の議会にまた議会運営委員会から追加の議決事件を提案していただくと、そういう思いでございます。

○土器委員長 よろしいか。

○石原委員 はい、ありがとうございます。

○土器委員長 そうしたら、第12条はこれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第12条は決まりました。次に行かせてもらいます。

赤字で書いてある、第4条との重複という形で、ここは削除というようになるんですけど、よ

ろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、削除ということ。

次、行きます。

附則のところですね。「令和2年10月1日から施行」、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

次、基本条例のスケジュール案なんですが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで基本条例については終わります。

次、議会報告会について。

○石村議会事務局次長 次は、8月21日に市民センターにおいて開催をします。内容については、6月定例会の内容についての報告と意見交換会を行うということになっていたと思います。今後役割分担等を決めていただきたいと思います。

これまででしたら、司会進行は議会運営委員会から選出をされておりました。それから、議員さんの役割としては、当日の定例会の内容を報告される方、それからマイクを持ち回っていただく方、後刻報告書を作成していただく方、これらの方々をそれぞれ総務産業委員会、厚生文教委員会から役割ごとに1名ずつの3名で、6名の方を選出いただいております。例えば委員会から出していただくなら、いつまでに出していただくとか、そのあたりの御協議をいただきたいと思います。

○土器委員長 皆さん、意見等ございましたら。

○中西委員 役割分担の一覧表をつくっていただいて、厚生文教委員会は7月21日に開催しますから、その日には提出させていただきたいと思います。

○土器委員長 それから、前のときに司会は、たしか尾川委員に決まっとったような気がするんじゃないけど。前回、中止になったけど。これ、議運で決めるんでしょう。

司会は尾川委員でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、尾川委員さん、司会のほうをお願いします。

あとは。

○尾川委員 全国とか県の会合なんかはどういう動きをしようとか、情報は入りやへんの。書面会議が多いとか。

○入江議会事務局長 どちらかというと、予定されていた会議は中止の方向が多いです。だけど、そうは言うても、今の状態とすれば、8月21日はやりたいと。いつまでも自粛自粛じゃないだろうというつもりで、事務局は準備をさせていただいて、この後出てきますけど、7月15

日には、これに関する全協が予定されていますので、その時点でもまた判断ができるかなとは思っております。

○土器委員長 よろしいですか。

○石原委員 岡山市内でもお一人、発症が確認されたということもあつたりしますが、一応の指針に沿ってというか、くれぐれも感染予防に努めながら開催の方向でええと思うんですけど、ちょっとイメージしてみるのに、今年度から、ことしからですか、全議員が出席をしての報告会、意見交換会になっていますが、この形は本当に好ましいというのは思うんですけど、事新型コロナの状況下においては、全議員がずらっと会場に、距離をとって並べばええんかもしれんですけど、何かこの新型コロナの状況下においては、旧来の半分の議員で、8月、それから次が恐らく11月ですか、そこを半々ぐらいで、特例のような形になるかもしれんですけど、そのほうが何かこう市民の方も入ってこられたときに、ずらずらずらっと密で議員が並んどくのも果たしてどうなんかなという素朴な疑問でございます。提案というか、御検討いただければ。

○中西委員 なかなかおもしろい発想で、リスクを分散させるという意味では、なかなかおもしろいんじゃないかな。一回やってみてはどうかなというふうに思います。

○青山委員 私もいい案だなと思います。

○尾川委員 私は、コロナの対策をちゃんとして、一応これで3カ所か、4カ所することになるとんかな。一回りぐらいは同じ形式でやって、それで検証して、今度はもう全員じゃのうてもええんじゃねえかと、半分にするんなら半分にしてもええし、年4回やりようからね、その辺を検討すべきで、一巡までは我慢してやってと思うたりしたんじゃないけど。そりゃ、そういう状況じゃから、半分にしてやるんなら。これからすりゃあねと思いますけどな。

○森本副委員長 半分という御意見でも別に構わないと思うんですけど、ただ壇上でこう前に並ぶ人が密になるということを多分石原委員はおっしゃっていると思うんで、前に並ぶ、もし尾川委員が言われる全員参加で考えるんだったら、壇上に並ばれる方を半分、サイドなり後ろなりに行かれるのを検討してもいいですし、もう最初から半分ずつの3回という形でもとられても、私は別に特段どちらでも結構だと思いますけど。

○土器委員長 尾川委員が言われたように一巡ですね。4回してからまた考えたらいいいんじゃないかと思うんです。一巡やってみて、またいろいろ検討したらいいんじゃないかなと思いますけども。もうそれで決めてきているからね。

はい。

○青山委員 今やらないといけない問題だと思いますし、全員でやってもいいんじゃないかという感じになれば、また戻せばいいと思うんですけど。

○土器委員長 だから、もし全員でやる場合は、コロナ対策でできる形をやっていくということです。

はい、どうでしょう。

○石原委員 僕の思いは、もう一旦、全議員で議会だよりを題材として臨むと、この形は本当にすばらしい形じゃないかなというふうに思います。皆さんで、議員全員で課題を共有して今後に向かっていく、その姿勢は大いに評価しますし、今後も検証は必要ですけど、この形でいければ、望ましい形かなとは思いますが、あくまで新型コロナのことを考慮した上での８月と、せめて１１月の２回ぐらいは、その半分の議員で臨めばいいかなあと。この形は大変好ましい形ではあると思うんですが、あくまでそういう形を導入してはいかがかなあという思いです。

○土器委員長 ７月１５日に協議できるから、１５日まで課題として残させていただきます。

○守井議長 先ほどありましたように、コロナの関係もちよっとどうなるかというのもあるんで、他市の事例なんかも調査しながら、備前市だけやりようというようなことであってもいいんじゃないかと、その辺もあわせて７月１５日まで保留するような形で、コロナ対策も含めて、それから今言う意見も含めて１５日に決定させていただくというような形でお願いしたらどうかとは思いますが。

○土器委員長 ７月１５日に議運を開きますんで、そのときに。

ほんなら、これでよろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次、行事予定について、お願いします。

○石村議会事務局次長 本日現在の行事予定を入れさせていただいております。

先ほど局長からもありましたように、７月１５日、東備消防組合議会の臨時会閉会后に全員協議会をお願いして、本日御協議いただきました議会基本条例について情報共有をお願いしたいと思っております。

それから、８月１７日に予定されておりました岡山市議会議長会の議員研修会、ことしは津山で行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止するという事で通知が参っております。

○土器委員長 日程については、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら次、行きます。その他。

○入江議会事務局次長 まず、先ほどお配りしましたのは、ネットワークのふぐあいにより一部証明書等が発行できなかった事案についてということで、定例会終了後、担当部局である総務部財政課から総務産業委員長と正副議長のほうへ御報告がありまして、その文面の写し、コピーでございます。２４日ですから、一昨日のお昼ぐらいからその日夕方まで、４４件、郵送対応が１１件というふうに記載されていますが、そういうネットワークのふぐあいによって、証明書等が発行できなかった事例、それから職員の業務についても一部滞った、ネットワークを使う業務については滞った関係の御報告がありましたので、お伝えをさせていただきます。

なお、担当によりますと、市役所内部、新庁舎の機器ではなくて、その外、データセンターと

の間の不良通信だということだそうですが、詳細については、委託しとると思いますが、担当の電算会社とともに詳細な調査を行っております。その際には、議長のほうからも委員長のほうからもそうだったんですが、詳細内容については次回の委員会で報告するようにというお話を受けております。

本日、たまたま議会運営委員会がありましたんで、その写しを報告しておきます。メール等で全議員さんに御報告をさせていただきます。

○土器委員長 ありがとうございます。

何かありますか。

○守井議長 先ほど議会基本条例の大体の案ができましたので、それぞれの各会派で、これが最後になるかと思うんで、よく検討していただいて、理解していただくということを相談しておいてほしいと思います。御意見があれば、全員協議会が15日に開かれますんで、事前に事務局へ話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○土器委員長 皆さんのほうで何かございますか。

○中西委員 2点お尋ねしたいのと、意見があります。

きょうの最後の市長の御挨拶なんですけども、私としてはやっぱり政務活動費を削って、それをコロナ対策に充ててほしいと、きょうの最後で議会議決がされたわけですよ。あれについて、やっぱり私は市長に触れてほしかったと思います。意見としては、どこかの臨時会か定例会の冒頭で、それはぜひ触れていただきたいという思いです。これが1点と。

それからもう一つは、予算決算審査委員会でも審査されて、今回予算が議決されたGIGAスクール構想とかの契約締結の案件があるんじゃないかと思うんです。大体いつごろになりそうなのか。そのあたりの話がわかれば、教えていただきたいと思います。

○入江議会事務局長 1点目につきましては、担当へ議長からしていただくようにしたいと思います。

2点目につきましては、これについてもまだ予定も予定なんですけど、GIGAスクール構想での億単位の備品購入費になると思いますんで、その内容については、私のほうで若干調べております。入札は7月17日ぐらいだと聞いておりますので、その入札ができたと仮定すれば、2週間後となりますんで、8月6日か7日ぐらいが招集日になるんじゃないかと、調査の結果、事務局ではそのような感じで市長公室長と話をしております。それがどうなるかは、これは教育委員会の入札の状況、1回で入札ができるかどうか、これにもよりますんで、その辺が判断材料にはなりますが、今のところやるのであれば、お盆前というところになるんじゃないかと思っております。

○土器委員長 よろしいですか。

○中西委員 はい、ありがとうございます。

○土器委員長 ほかの方でありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議会運営委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午前 11 時 53 分 閉会